

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 32 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の退職手当に関する条例 (昭和 38 年瀬戸市条例第 16 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) | (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) |
| 第 3 条 <省略> | 第 3 条 <省略> |
| 2 前項に規定する者のうち、傷病 (<u>厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 47 条第 2 項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。) 又は死亡によらず、かつ、第 10 条第 11 項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者 (第 15 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 7 条の 4 第 4 項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基本額 | 2 前項に規定する者のうち、傷病 (<u>地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) 第 84 条第 2 項</u> に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項において同じ。) 又は死亡によらず、かつ、第 10 条第 11 項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者 (第 15 条第 1 項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第 7 条の 4 第 4 項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基 |

| | |
|--|--|
| <p>は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> | <p>本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> |
|--|--|

(瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる公務災害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から<u>当該年金たる公務災害補償の事由</u>となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる<u>当該法律による年金たる給付の額の合計額</u>を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p> | <p>附 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該公務災害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から<u>当該公務災害補償の事由</u>となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる<u>年金たる給付の額の合計額</u>を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p> |

| | | | | | |
|---|--|--|---------------|--|---------------|
| <p>1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p> | <p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p> | <p>0. 7 3</p> | <p>傷病補償年金</p> | <p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）</p> | <p>0. 7 3</p> |
| <p>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務</p> | <p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> | <p>0. 8 2 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る</p> | | | |

| | | | | | | |
|---|------------------------------------|--|---|--------|--|------|
| | 上の災害に係るものに限り。） | | 傷病補償年金にあつては、 0.81) | | | |
| 3 | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 | 障害補償年金 | 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金 | 0.73 |
| 4 | 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。） | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.82 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.81) | | | |
| 5 | 遺族補償年金（第18条の2に規定す | 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化 | 0.80 | 遺族補償年金 | 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60 | 0.80 |

| | | | | | |
|--|--|--------------------|--|---|--|
| <p><u>る公務上の災害に係るものを除く。)</u></p> | <p><u>法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）</u></p> | | | <p>年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）</p> | |
| <p><u>6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u></p> | <p><u>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</u></p> | <p><u>0.87</u></p> | | | |
| <p>2 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる公務災害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、</p> | <p>2 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の</p> | | | | |

当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から当該年金たる公務災害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から当該公務災害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|------|--------|---|------|
| 1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。） | 1 障害厚生年金等 | 0.86 | 傷病補償年金 | 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 | 0.86 |
| | 2 障害基礎年金（当該公務災害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業 | 0.88 | | 国民年金法の規定による障害基礎年金（当該公務災害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2 | 0.88 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | <p>団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「<u>旧農林共済法</u>」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「<u>平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金</u>」という。）が支給される場合を除く。）</p> | | <p>条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「<u>国家公務員共済組合法等</u>」という）。の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p> |
| <p>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p> | <p>1 障害厚生年金等</p> | <p>0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）</p> | |
| | <p>2 障害基礎年金（当該公務災害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年</p> | <p>0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷</p> | |

| | | | | | |
|--|--|--|--------|---|------|
| | <u>金が支給される場合を除く。)</u> | <u>病補償年金にあつては、</u> <u>0.91)</u> | | | |
| 3 障害補償年金（ <u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u> | 1 障害厚生年金等 | 0.83 | 障害補償年金 | <u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</u> | 0.83 |
| | 2 障害基礎年金（ <u>当該公務災害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u> | 0.88 | | <u>国民年金法の規定による障害基礎年金（当該公務災害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u> | 0.88 |
| 4 障害補償年金（ <u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u> | 1 障害厚生年金等 | <u>0.89</u> <u>（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、</u> <u>0.88)</u> | | | |
| | 2 障害基礎年金（ <u>当該公務災害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年</u> <u>に係る障</u> | <u>0.92</u> <u>（第1級の障害等級に該当する障害に係る障</u> | | | |

| | | | | | |
|---|---|------------------------------------|--------|--|------|
| | <u>金が支給される場合を除く。)</u> | <u>害補償年金にあつては、</u> <u>0.91)</u> | | | |
| 5 遺族補償年金（ <u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。</u> ） | 1 遺族厚生年金等 | 0.84 | 遺族補償年金 | <u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金</u> | 0.84 |
| | 2 遺族基礎年金（ <u>当該公務災害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。</u> ）又は国民年金法による寡婦年金 | 0.88 | | <u>国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該公務災害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</u> | 0.88 |
| 6 遺族補償年金（ <u>第</u> | 1 遺族厚生年金等 | <u>0.89</u> | | | |
| | 2 遺族基礎年金（ <u>当該公務災害補償の事</u> | <u>0.92</u> | | | |

| | | | | | | |
|--|---|-------------|--|-------------------|-------------|--|
| <p>18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。）</p> | <p>由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p> | | | | | |
| <p>3 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる公務災害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から当該年金たる公務災害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p> | | | <p>3 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる公務災害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる公務災害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる公務災害補償の額から当該公務災害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p> | | | |
| <p>1 傷病</p> | <p>1 国民年金等改正法</p> | <p>0.75</p> | <p>傷病補償</p> | <p>国民年金等改正法附則</p> | <p>0.75</p> | |

| | | | | | |
|---|---|---|-----------|--|------|
| <u>補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</u> | <u>附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）</u> | | <u>年金</u> | <u>第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）</u> | |
| | <u>2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</u> | 0.75 | | <u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）</u> | 0.75 |
| | <u>3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）</u> | 0.89 | | <u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）</u> | 0.89 |
| <u>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの）</u> | <u>1 旧船員保険法による障害年金</u> | <u>0.83</u> <u>（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、</u> | | | |

| | | | | | |
|--|-----------------------|---|------------|------------------------|---------|
| るもの に 限 る。) | | 0 . 8 2) | | | |
| | 2 旧厚生年金保険法 による障害年金 | 0 . 8 3 (第 1 級 の傷病等 級に該当 する障害 に係る傷 病補償年 金にあっ ては、 0 . 8 2) | | | |
| | 3 旧国民年金法によ る障害年金 | 0 . 9 3 (第 1 級 又は第 2 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ っては、 0 . 9 2) | | | |
| 3 障害 補償年 金 (第 1 8 条 の 2 に 規定す る公務 上の災 害に係 るもの | 1 旧船員保険法によ る障害年金 | 0 . 7 4 | 障害補償 年金 | 旧船員保険法の規定に よる障害年金 | 0 . 7 4 |
| | 2 旧厚生年金保険法 による障害年金 | 0 . 7 4 | | 旧厚生年金保険法の規 定による障害年金 | 0 . 7 4 |
| | 3 旧国民年金法によ る障害年金 | 0 . 8 9 | | 旧国民年金法の規定に よる障害年金 | 0 . 8 9 |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|-------------------|---|--|--|--|--|
| を 除く。) | | | | | | |
| 4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。） | 1 旧船員保険法による障害年金 | 0.83 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82） | | | | |
| | 2 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.83 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82） | | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--------|--|------|
| | | る障害補償年金にあっては 0.82) | | | |
| | 3 旧国民年金法による障害年金 | 0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、 0.92) | | | |
| 5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。) | 1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる <u>保険給付のうち遺族年金</u> | 0.80 | 遺族補償年金 | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる <u>給付に該当する遺族年金</u> | 0.80 |
| | 2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる <u>保険給付のうち遺族年金</u> | 0.80 | | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる <u>給付に該当する遺族年金</u> | 0.80 |
| | 3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる <u>給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u> | 0.90 | | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる <u>給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u> | 0.90 |
| 6 遺族補償年 | 1 国民年金等改正法附則第87条第1項 | 0.87 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|-------------|--|--|--|--|
| <p>金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限り。）</p> | <p>に規定する年金たる 保険給付のうち遺族 年金</p> | | | | | |
| <p>規定する公務上の災害に係るものに限り。）</p> | <p>2 国民年金等改正法 附則第78条第1項 に規定する年金たる 保険給付のうち遺族 年金</p> | <p>0.87</p> | | | | |
| <p>に限り。）</p> | <p>3 国民年金等改正法 附則第32条第1項 に規定する年金たる 給付のうち母子年 金、準母子年金、遺 児年金又は寡婦年金</p> | <p>0.93</p> | | | | |
| <p>4 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる公務災害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる公務災害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支</p> | <p>4 年金たる公務災害補償を受ける権利を有する者が、当該公務災害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる公務災害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の数が支</p> | | | | | |

| | | | |
|---|--|---|------|
| 給する。 | 5で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。 | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="194 311 644 353">障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td data-bbox="651 311 788 353">0.73</td> </tr> </table> | 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 | |
| 障害厚生年金等及び障害基礎年金 | 0.73 | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="194 362 644 551">障害厚生年金等(当該公務災害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td data-bbox="651 362 788 551">0.86</td> </tr> </table> | 障害厚生年金等(当該公務災害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.86 | |
| 障害厚生年金等(当該公務災害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。) | 0.86 | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="194 568 644 860">障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</td> <td data-bbox="651 568 788 860">0.88</td> </tr> </table> | 障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | |
| 障害基礎年金(当該公務災害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。) | 0.88 | | |
| <p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、<u>第8条</u>の規定にかかわらず、<u>同条</u>の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が<u>当該</u>休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="204 1435 788 1489"> <tr> <td data-bbox="204 1435 788 1489" style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </table> | <省略> | <p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、<u>この条例</u>の規定にかかわらず、<u>この条例</u>の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が<u>この条例</u>の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="817 1435 1396 1489"> <tr> <td data-bbox="817 1435 1396 1489" style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </table> | <省略> |
| <省略> | | | |
| <省略> | | | |
| <p>7 <省略> (1)及び(2) <省略></p> | <p>7 <省略> (1)及び(2) <省略></p> | | |

(瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年瀬戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---|------|--|--|------|
| <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> | | | <p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> | | |
| 傷病補償年金 | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。） | 0.73 | 傷病補償年金 | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。） | 0.75 |

| | | | |
|--|------|---|------|
| <p>附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</p> | | | |
| <p>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p> | 0.86 | <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</p> | 0.75 |
| <p>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害</p> | 0.88 | <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</p> | 0.89 |

| | | | | | |
|--------|---|------|--|---|------|
| | <u>共済年金」という。)が支給される場合を除く。)</u> | | | | |
| | <u>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</u> | 0.75 | | <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)</u> | 0.73 |
| | <u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</u> | 0.75 | | <u>障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u> | 0.86 |
| | <u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</u> | 0.89 | | <u>障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)</u> | 0.88 |
| 障害補償年金 | <u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u> | 0.73 | | <u>旧船員保険法の障害年金</u> | 0.74 |

| | | | | | |
|--------|--|--------|--------|--|--------|
| | <u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u> | 0. 8 3 | | <u>旧厚生年金保険法の障害年金</u> | 0. 7 4 |
| | <u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u> | 0. 8 8 | | <u>旧国民年金法の障害年金</u> | 0. 8 9 |
| | <u>旧船員保険法による障害年金</u> | 0. 7 4 | | <u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u> | 0. 7 3 |
| | <u>旧厚生年金保険法による障害年金</u> | 0. 7 4 | | <u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u> | 0. 8 3 |
| | <u>旧国民年金法による障害年金</u> | 0. 8 9 | | <u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u> | 0. 8 8 |
| 遺族補償年金 | <u>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法に</u> | 0. 8 0 | 遺族補償年金 | <u>国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u> | 0. 8 0 |

| | |
|---|------|
| <u>年金たる保険給付のうち遺族年金</u> | |
| <u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u> | 0.90 |

| | |
|---|------|
| <u>いて遺族基礎年金が支給される場合を除く。)</u> | |
| <u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は寡婦年金</u> | 0.88 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

| | |
|---|------|
| <u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u> | 0.73 |
| <u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u> | 0.86 |
| <u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u> | 0.88 |
| <u>旧船員保険法による障害年金</u> | 0.75 |
| <u>旧厚生年金保険法による障害年金</u> | 0.75 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

| | |
|---------------------------------------|------|
| <u>旧船員保険法の障害年金</u> | 0.75 |
| <u>旧厚生年金保険法の障害年金</u> | 0.75 |
| <u>旧国民年金法の障害年金</u> | 0.89 |
| <u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u> | 0.73 |
| <u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金</u> | 0.86 |

| | | | |
|---------------|--------|---|--------|
| | | が支給される場合を除く。) | |
| 旧国民年金法による障害年金 | 0. 8 9 | 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0. 8 8 |

(瀬戸市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市職員の再任用に関する条例（平成13年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>附 則 (特定消防職員への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定消防職員」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法第1条の規定による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例の規定を適用する。</p> | <p>附 則 (特定消防職員への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4項において「特定消防職員」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法第1条の規定による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例の規定を適用する。</p> |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員等条例」という。）附則第5条の規定及び第3条の規定による改正後の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以

下「新非常勤職員条例」という。) 附則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償(瀬戸市消防団員等公務災害補償条例第1条に規定する公務災害補償及び瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第1条に規定する補償をいう。以下この項及び第4項において同じ。)及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るも

のに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平

成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合（平成 2 4 年一元化法附則第 5 6 条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新非常勤職員条例附則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

- 4 第 2 条の規定による改正前の瀬戸市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧消防団員等条例」という。）附則第 5 条の規定又は第 3 条の規定による改正前の瀬戸市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧非常勤職員条例」という。）附則第 5 条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新消防団員等条例又は新非常勤職員条例の適用を受ける者に支給された旧消防団員等条例附則第 5 条の規定又は旧非常勤職員条例附則第 5 条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新消防団員等条例又は新非常勤職員条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。